

発表項目 (行事名)	住宅宿泊事業法に基づく行政処分について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>◎ 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号。以下「法」という。)第16条第2項の規定により、下記の者に対し、住宅宿泊事業の廃止を命じたので、お知らせします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">〔 行政処分の概要 〕</p> <p>(1)被処分者(届出事業者)の氏名・住所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・塚 祐太朗 ・現住所不明 <p>(2)廃止を命ずる届出住宅に係る届出番号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・M010008587 <p>(3)不利益処分の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第16条第2項に基づき、住宅宿泊事業の廃止を命ずる。 <p>(4)処分年月日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年(2019年)5月8日 <p>(5)処分の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被処分者(塚祐太朗)は、法第3条第1項に基づき、住宅宿泊事業を営む旨の届出をする際に、道に提出した届出書に記載した事項に変更があったにも関わらず、その旨を届け出なかった。また、当該住宅については、住宅所有者が民泊への使用の承諾を取り消しており、この状態は、届出要件を満たしておらず、事実上、住宅宿泊事業を営むことができなくなっている。 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>〈参考：住宅宿泊事業法 関係部分抜粋〉</p> <p>第16条第2項</p> <p>都道府県知事は、住宅宿泊事業者がその営む住宅宿泊事業に関し法令又は前条若しくは前項の規定による命令に違反した場合であって、他の方法により監督の目的を達成することができないときは、住宅宿泊事業の廃止を命ずることができる。</p> </div>		
報道(取材)の お願			
他のク ラ ブ 係	同時配付(場所)		
担 当 (連絡先)	経済部観光局民泊グループ 主幹 古井 玉美 TEL 代表011-231-4111 内線26-595		